

平成30年12月21日

飯塚市議会議長 藤 浦 誠 一 様

福祉文教副委員長 奥 山 亮 一

議員提出議案第4号に対する修正案について

「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の審査において、別紙のとおり修正案が提出され、採決の結果、全会一致により修正案及び修正部分を除く原案を可決しましたので報告します。

平成30年12月17日

福祉文教副委員長

奥山亮一様

発議者 兼 本 芳 雄

江 口 徹

森 山 元 昭

「議員提出議案第4条 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に対する修正  
動議

上記の動議を、会議規則第96条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

## 修正案

議員提出議案第4号「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の一部を次のように修正する。

目次中「第4章 要保護児童対策地域協議会(第27条―第31条)

第5章 雑則(第32条―第35条) 」を「第4章 雑則(第27条―第30条)」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

2 市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する情報について、関係機関等と共有することができる。

第16条を次のように改める。

(地域における子育て支援の取組)

第16条 市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めるものとする。

2 子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めるものとする。

3 市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとする。

第22条を次のように改める。

(保護及び支援を行うための指針の策定)

第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

2 市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、前項の規定により定めた指針を示すものとする。

第4章を削る。

第32条を次のように改める。

(守秘義務)

第32条 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章中第32条を第27条とし、第33条から第35条までを5条ずつ繰り上げ、同章を

第4章とする。

附則第1項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議員提出議案第4号修正案対照表

| 修正案   | 議員提出議案第4号  |
|---|--|
| <p>目次<br/>前文<br/>第1章 総則(第1条—第12条)<br/>第2章 児童虐待の予防のための子育て支援(第13条—第16条)<br/>第3章 児童虐待防止等のための取組(第17条—第26条)</p> <p><u>第4章 雑則(第27条—第30条)</u><br/>附則<br/>(情報の共有)<br/>第12条 (略)</p> <p>2 <u>市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する情報について、関係機関等と共有することができる。</u></p> <p>(地域における子育て支援の取組)<br/>第16条 <u>市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとする。</u><br/>(保護及び支援を行うための指針の策定)<br/>第22条 <u>市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、前項の規定により定めた指針を示すものとする。</u></p> | <p>目次<br/>前文<br/>第1章 総則(第1条—第12条)<br/>第2章 児童虐待の予防のための子育て支援(第13条—第16条)<br/>第3章 児童虐待防止等のための取組(第17条—第26条)<br/><u>第4章 要保護児童対策地域協議会(第27条—第31条)</u><br/><u>第5章 雑則(第32条—第35条)</u><br/>附則<br/>(情報の共有)<br/>第12条 (略)</p> <p>2 <u>市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する情報について、関係機関等及び児童虐待に係る通告等をした者と共有することができる。ただし、通告等をした者との情報共有については、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。</u></p> <p>(地域における子育て支援の取組)<br/>第16条 <u>市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めなければならない。</u><br/>(保護支援指針の策定)<br/>第22条 <u>市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針(以下「保護支援指針」という。)を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</u><br/><u>第4章 要保護児童対策地域協議会(設置)</u><br/>第27条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項の規定による要保護児</u></p> |

童及び同条第5項の規定による要支援児童等(以下「要保護児童等」という。)の早期発見並びに適切な保護及び支援を図るため、同法第25条の2第1項の規定に基づき、飯塚市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第28条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に対する保護及び支援等に関すること。
- (2) 年次計画、早期発見対応指針及び保護支援指針の策定及び変更に関すること。
- (3) 児童虐待に関する研修並びに広報活動及び啓発活動の推進に関すること。
- (4) 子どもの死亡事例等の検証に関すること。
- (5) 児童虐待の防止等を推進するために必要な活動及び体制整備の促進に関すること。

(代表者会議)

第29条 協議会に、市及び関係機関の代表者等から構成される代表者会議を置く。

2 代表者会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの福祉に関する団体が推薦する者
- (2) 子どもの権利の擁護に関する団体が推薦する者
- (3) 教育に関する団体が推薦する者
- (4) 医療に関する団体が推薦する者
- (5) 子育て支援団体が推薦する者
- (6) 市議会が推薦する者
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 代表者会議の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第30条 協議会の円滑な運営を図るため、事務局を置く。

(実務者会議等の設置)

第31条 協議会に実務者会議、個別ケース検討会議及び検証部会を置く。

2 地域での児童虐待の防止等の取組を進めるため、実務者会議に、地域部会を設置するよう努めるものとする。

第5章 雑則

(守秘義務)

第32条 協議会の委員は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4章 雑則

(守秘義務)

第27条 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第28条～第30条（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（年次計画等の策定）
- 2 （略）

- 2 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した関係機関等及び児童虐待に係る通告等をした者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。関係機関等の職員は、その職を退いた後も同様とする。

第33条～第35条（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。  
（年次計画等の策定）
- 2 （略）